

## 令和 4 年度介護報酬の改定について



# 処遇改善に係る加算全体のイメージ(令和4年度改定後)

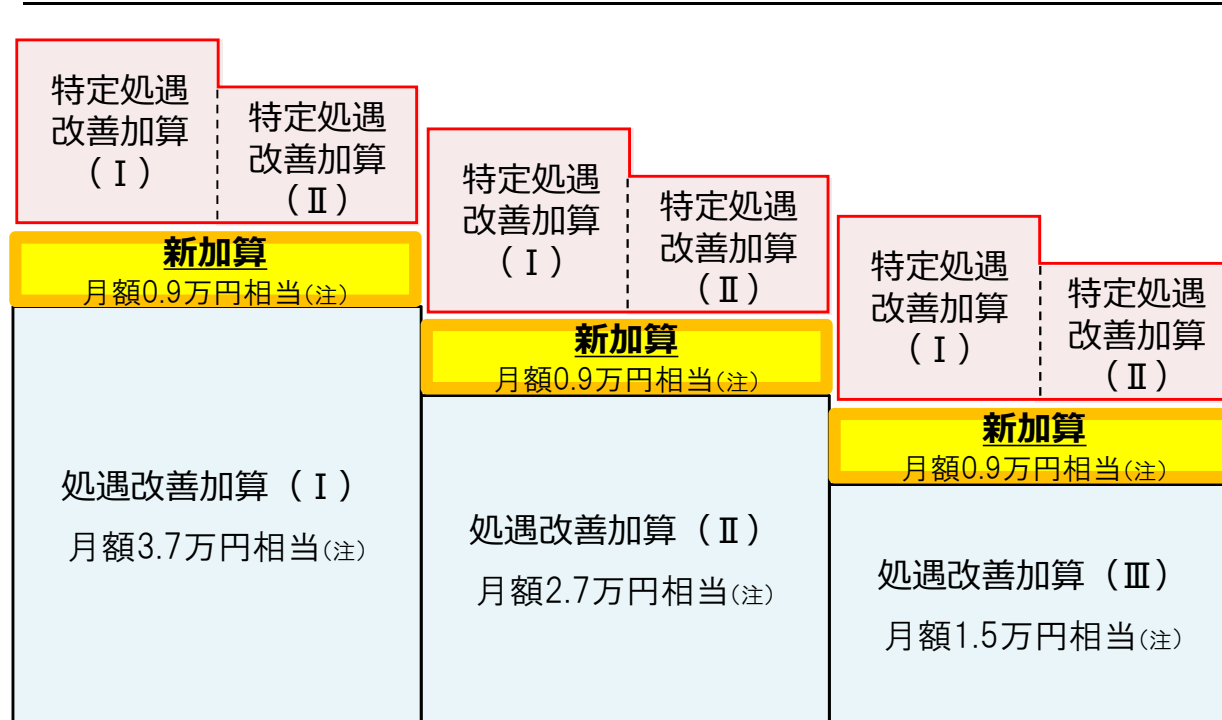
## 新加算(介護職員等ベースアップ等支援加算)

- 対象：介護職員。ただし、事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。
  - 算定要件：以下の要件をすべて満たすこと。
    - 処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得していること
    - 賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は介護職員等のベースアップ等(※)に使用することを要件とする。
- ※「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」の引上げ

## 介護職員等特定処遇改善加算

- 対象：事業所が、①経験・技能のある介護職員、②その他の介護職員、③その他の職種に配分
- 算定要件：以下の要件をすべて満たすこと。
  - ※介護福祉士の配置割合等に応じて、加算率を二段階に設定。
  - 処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得していること
  - 処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
  - 処遇改善加算に基づく取組について、ホームページ掲載等を通じた見える化を行っていること

## 全体のイメージ



## 介護職員処遇改善加算

- 対象：介護職員のみ
- 算定要件：以下のとおりキャリアパス要件及び職場環境等要件を満たすこと

| 加算 (Ⅰ)                                     | 加算 (Ⅱ)                                   | 加算 (Ⅲ)                                    |
|--|--|---|
| キャリアパス要件のうち、①+②+③を満たす<br>かつ<br>職場環境等要件を満たす | キャリアパス要件のうち、①+②を満たす<br>かつ<br>職場環境等要件を満たす | キャリアパス要件のうち、①or②を満たす<br>かつ<br>職場環境等要件を満たす |

### <キャリアパス要件>

- ①職位・職責・職務内容等に応じた**任用要件と賃金体系**を整備すること
- ②資質向上のための計画を策定して**研修の実施又は研修の機会を確保**すること
- ③経験若しくは資格等に応じて**昇給する仕組み**又は一定の基準に基づき**定期に昇給を判定する仕組み**を設けること

※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。

### <職場環境等要件>

賃金改善を除く、職場環境等の改善

[注：事業所の総報酬に加算率(サービス毎の介護職員数を踏まえて設定)を乗じた額を交付。]

# 令和4年度介護報酬改定による処遇改善 加算率

○ 現行の介護職員処遇改善加算等と同様、介護サービス種類ごとに、介護職員数に応じて設定された一律の加算率を介護報酬（※1）に乗じる形で、単位数を算出。

| サービス区分（※2）  | 加算率  |
|---|------|
| ・訪問介護<br>・夜間対応型訪問介護<br>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護              | 2.4% |
| ・（介護予防）訪問入浴介護   | 1.1% |
| ・通所介護<br>・地域密着型通所介護                                   | 1.1% |
| ・（介護予防）通所リハビリテーション                                    | 1.0% |
| ・（介護予防）特定施設入居者生活介護<br>・地域密着型特定施設入居者生活介護               | 1.5% |
| ・（介護予防）認知症対応型通所介護                                     | 2.3% |
| ・（介護予防）小規模多機能型居宅介護<br>・看護小規模多機能型居宅介護                  | 1.7% |
| ・（介護予防）認知症対応型共同生活介護                                   | 2.3% |
| ・介護老人福祉施設<br>・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護<br>・（介護予防）短期入所生活介護 | 1.6% |
| ・介護老人保健施設<br>・（介護予防）短期入所療養介護（老健）                      | 0.8% |
| ・介護療養型医療施設<br>・（介護予防）短期入所療養介護（病院等）                    | 0.5% |
| ・介護医療院<br>・（介護予防）短期入所療養介護（医療院）                        | 0.5% |

※1 現行の処遇改善加算等の単位数は、基本報酬に、処遇改善加算及び特定処遇改善加算以外の加算・減算を加えた単位数に、加算率を乗じて算出。

※2 （介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）福祉用具貸与、特定（介護予防）福祉用具販売、（介護予防）居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援は加算対象外。